

上ノ国町教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針（案）

令和5年4月1日
上ノ国町教育委員会

1 基本の方針

上ノ国町教育委員会は上ノ国館調査整備センターにおいて、現在、埋蔵文化財の記録保存や史跡整備に伴う発掘調査により、上ノ国町から出土したアイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を保管している。

発掘・発見された出土地域が明らかである当該アイヌ遺骨等（以下「出土地域特定遺骨等」という。）の取扱については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国際連合総会第61会期、平成19年9月13日採択（国連文書A/RES/61/295 附属文書））の関連条項を参照しつつ、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日政策推進作業部会報告）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成30年12月閣副第831号、30文科振第336号、国北総第91号。以下「地域返還ガイドライン」という。）、「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和4年7月15日4文庁第1600号）を考慮しながら、アイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を基本方針とする。

なお、今後上ノ国町内で発掘調査により発見されるアイヌ遺骨等の取扱方針については、本取扱方針に準じて定めることとする。

2 情報の周知

上ノ国町教育委員会で保管するアイヌ遺骨等の情報は、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、上ノ国町のホームページにおいて1か月間公表する。

3 地域への返還手続について

上記2の情報の周知を行った後、地域返還ガイドラインを考慮して、出土地域に居住又は縁のあるアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域アイヌ関係団体」という。）に出土地域特定遺骨等を地域返還するための手続は、以下によることとする。

（1）地域返還の申請方法

ア 出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、別記様式1により、上ノ国町教育委員会に申請するものとする。

イ 出土地域特定遺骨等の地域返還の申請を受け付ける期間は、上記2の情報の周知の期間とする。

（2）出土地域アイヌ関係団体の確認

ア 上ノ国町教育委員会は、上記（1）の申請を受理後、出土地域特定遺骨等に関する情報及び申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案した上で、申請者が当該出土地域特定遺骨等の返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体であることを確

認する。

イ 上記アの確認前に、同一の出土地域特定遺骨等に対して複数の団体から申請があった場合、必要に応じて申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、地域返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体であるか確認するものとする。

ウ 上記ア又はイにおいて、適切な出土地域アイヌ関係団体であると確認できた場合には、地域返還の申請があった旨を上ノ国町のホームページで周知し、当該申請に対する反対意見等を別記様式2により受け付ける。

エ 上記ウの反対意見等を受け付ける期間は、上記ウの周知より1か月とする。

オ 上ノ国町教育委員会は、反対意見等があった場合、申請者に反対意見等があった旨を通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請者及び反対意見等を提出した者（以下「申請者等」という。）に対し、当事者間における話し合い及びその結果の報告を求めるものとする。

カ 上ノ国町教育委員会は、申請者が適切な出土地域アイヌ関係団体であるとの確認ができなかった場合や上記オの話し合いの結果等を勘案しても、出土地域アイヌ関係団体の確認ができなかった場合には、その旨を申請者等に通知するものとする。

(3) 地域返還の実施について

ア 上ノ国町教育委員会は、上記(2)の手続により、出土地域アイヌ関係団体を特定した場合には、当該団体にその旨を通知するとともに、当該団体と協議の上、当該遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所、方法等を決定することとする。

イ 出土地域アイヌ関係団体との上記アの決定に関する合意は、書面をもって行うこととする。

ウ 上ノ国町教育委員会は、上記イの合意内容に基づき、出土地域アイヌ関係団体に当該出土地域特定遺骨等の地域返還を行うこととする。

なお、出土地域特定遺骨等の地域返還を行うにあたっては、尊厳をもって扱うように十分に配慮する。

エ 当該出土地域特定遺骨等の地域返還に係る搬送に際し発生する費用については、上ノ国町教育委員会と当該団体との間で協議する。

(4) 返還申請がなかった場合

次のいずれかに該当する出土地域特定遺骨等は、引き続き上ノ国町教育委員会で保管の継続、又は国と協議の上、国が北海道白老郡白老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）において保管する。

ア 情報の周知から1か月間地域返還の申請がなかった場合

イ 出土地域特定遺骨等の地域返還の申請があったものの、適切な出土地域アイヌ関係団体であることの確認ができなかった場合